

**<目次>**

- 消費者セミナー「消費者団体による消費者被害防止の到達点と、損害金等請求制度の導入」を開催
- (株)ミクシィとの協議終了報告
- 消費者機構日本主催 第9回消費者志向経営セミナー 報告

**消費者セミナー  
「消費者団体による消費者被害防止の到達点と、  
損害金等請求制度の導入」を開催**

2009年10月23日に、JR四ツ谷駅前の主婦会館プラザエフで、全国消団連と消費者機構日本の共催による、消費者セミナー「消費者団体による消費者被害防止の到達点と、損害金等請求制度の導入」が開催されました。

消費者団体訴訟制度が始まって2年以上経過し、適格消費者団体の消費者被害防止活動も成果を積み重ねてきました。さらに消費者庁と消費者委員会の発足に伴い、「不当な収益の剥奪及び被害者救済制度」が検討され始めています。

今回のセミナーは、消費者団体訴訟制度の到達点の確認と、差止請求に加えて損害金等請求制度の導入の必要性について、共通認識を広げる事を目的としました。

**<主催者あいさつ>**

全国消団連の阿南事務局長から、少額多数の消費者被害救済の為、適格消費者団体が被害者に代わって損害賠償請求訴訟等を提起できる制度の必要性が訴えられました。

**<講演「集团的被害救済のための損害賠償請求制度について～OECD 諸国での経験を踏まえて～」内閣府経済社会総合研究所 高橋義明主任研究官>**

高橋主任研究官からは、内閣府国民生活局総務課調査室長として、国民生活白書の作成に中心的な役割を果たし、OECD（経済協力開発機構）消費者政策事務局にも勤務した経験をもとに、国民生活白書からみた日本の消費者被害の実態、OECD各国の事業者に対する規制と消費者救済の具体的制度の状況、今後の日本での制度設計の視点等について、豊富な事例紹介をまじえて、講演いただきました。

**<報告「適格消費者団体の活動現況と被害救済の課題～COJの取組を中心に～」>**

次に、消費者機構日本の磯辺から、現行の消費者団体訴訟制度の概要、現在認定されている7適格消費者団体の活動概況、消費者機構日本の事業者への申入れ等の紹介があり、現在の消費者団体訴訟制度が有効に機能していることが報告されました。この活動実績をふまえ、次の段階として、適格消費者団体が少額多数被害の救済を図れるよう、消費者団体訴訟制度に損害金等請求制度を導入すべきとの問題提起が行われました。また今後の制度検討に向けた全国消団連と消費者機構日本の取り組みが報告されました。

当日は、消費者運動に関わる団体や個人の皆さんに加え、事業者の方々や、消費者庁・消費者委員会・参議院事務局・最高裁事務総局等の職員の皆さんを含め、53名に参加いただき、盛会のうちにセミナーを終了しました。

【(株)ミクシィ 協議終了報告】

## 利用者の権利・義務規定の変更時には個別同意をとる旨の回答！

2008年3月、消費者の方から当機構に対して、(株)ミクシィが同年4月1日から適用すると公表していた「mixi」(※)の改訂利用規約について「利用者がmixiに投稿した日記等の著作物を当該事業者が無制限に使用できることを利用者に許諾させる規定や利用者の当該事業者に対する著作権人格権の行使を放棄させる規定がある」等の情報提供がありました。

しかし、その後、当該事業者は「mixi」改訂利用規約の内容に関して利用者から多数の疑義が出されたため、利用者の著作物の無制限な使用許諾等を定めた明らかに不当な規定については修正を行いました。

※当該当事者が2004年2月から提供を開始した招待制のソーシャル・ネットワーキング サービス(SNS)。国内最大規模のSNSで利用者は約1,741万人(2009年6月30日現在)を超える。

### <問題点>

当機構においては、「mixi」改訂利用規約の利用者の著作権関連以外の規定を検討したところ、利用規約の変更手続に「変更後の利用規約の効力発生後に利用者がサービスを利用した場合は、変更後の利用規約の全てに同意したものとみなす。」との定めがありました。

経済産業省の「電子商取引等に関する準則」(平成18年2月版)によれば、事業者が利用規約の有効性を主張するためには、「利用規約の変更の事実と変更箇所を告知した上で、変更後の利用規約につき利用者の同意を得ることが必要だろう。」との考えが示されています。

上記考え方や米国の裁判例等に照らし、当該事業者の利用規約の変更手続規定には問題があると当機構は考えました。

### <要望事項と回答>

そこで、同年6月下旬、当機構は当該事業者に対し、利用者に変更後の利用規約を適用させる場合は、利用者から個別に同意をとるシステムを構築することを求める要望書を提出しました。

それに対し、当該事業者からは同年12月上旬、利用者の権利を奪ったり、義務を課したりする利用規約の変更の際にはログイン直後に個別同意を得るようにするなど、具体的な改善策の回答が届きました。

当該事業者の回答は、当機構の要望の趣旨を踏まえた内容であるとして本件の協議を終了しました。

本件の詳細は、当機構のホームページに公表しておりますので、[<\(株\)ミクシィ 協議終了報告>利用者の権利・義務規定の変更時には個別同意をとる旨の回答](#) (2009.10.19) で、ご確認ください。

# 施行直前！！

## 改正特定商取引法・改正割賦販売法の全て

消費者機構日本主催の第9回消費者志向経営セミナーを、2009年10月27日（火）午後1時00分から主婦会館エフプラザ（東京都千代田区六番町15）4階会議室において開催しました。セミナーは、この12月から具体的に施行・適用される「改正特定商取引法および改正割賦販売法の全て」というテーマで開催し、一般企業24社、個人会員1名および行政等3団体を含め、31名の参加をいただきました。

### 【当日のプログラム】

開会挨拶 消費者機構日本理事長 品川尚志

講演（1）「改正特定商取引法の施行について」

講師 消費者庁 取引・物価対策課 課長補佐 山村 直弘 氏

講演（2）「改正割賦販売法の施行について」

講師 経済産業省 取引信用課 消費者信用情報係長 河合 直美 氏

報告 「消費者団体訴訟制度の新展開～特商法の差止請求権の活用について～」

講師 消費者機構日本 理事・事務局長 磯辺 浩一

### 【当日の講演と報告の概要】

#### 講演（1）「改正特定商取引法について」

消費者庁 取引・物価対策課 山村 直弘課長補佐より、以下の講演をいただきました。

「訪問販売などの消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律」である、特定商取引法（以下特商法と略）は今日情勢を踏まえ、不公正な勧誘行為のさらなる取り締まり強化と消費者保護を目指した改正が行われ、いよいよこの12月から施行され具体的に適用される。

ついては、施行直前の現時点においてより具体的な改正内容（規定ガイドラインを含む）が説明され、参加者への改正内容の熟知と認識の高揚が促された。

説明は、特商法の概要が解説された後に、特に今回の改正ポイントとして次の大きく4つ内容が具体例を交えて説明された。

<改正ポイント>

- ① 規制の抜け穴の解消として、「訪問販売・電話勧誘販売・通信販売について指定商品・指定役務制を撤廃し、別法で消費者被害の是正等ができるものを除き、原則全ての商品・役務を担う取引を規制対象」とした。
- ② 訪問販売について、「当該契約を締結しない旨意思表示した消費者への再勧誘の禁止規制」と「通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入する契約を結んだ場合は契約後1年間は契約の解除等を可能にする過量販売規制」を定めた。

- ③ 通信販売について、「返品可否・条件・送料の負担を広告に表示していない場合（省略は認めない）は、8日間、送料を消費者負担で返品（契約解除）可能にするという返品特約の表示」を定め、その返品特約の表示方法の事例をガイドラインに示したこと。さらに、「消費者が予め承諾しない電子メール広告の送信禁止（オプトイン規制）」や「消費者からの承諾等に基づき送信した当該電子メール広告を3年間保存すること」もそれぞれ定められた。
- ④ その他、「訪問販売協会による自主規制強化」や「特商法違反事業者への罰則の強化（不実告知の場合等は、2年以下の懲役または300万円以下の罰金⇒3年以下の懲役または300万円以下の罰金へ）」がはかられた。

なお、講演後の質疑では、「返品特約のテレビCM表示での表示場所・時間等の基準」など、改正特商法施行後のより現実的な取り扱いに関する内容が出されてました。

## 講演（2）「改正割賦販売法について」

経済産業省 取引信用課 消費者信用情報係 河合 直美係長より、現行割賦販売法（以下割販法と略）の概要、改正法の概要について解説され、特に次の改正ポイントが具体例を交えて説明されました。

### <改正ポイント>

- ① 規制の抜け穴の解消：指定商品制・指定役務制の撤廃、割賦定義の見直し
- ② クレジット規制の強化：個別クレジット業者に対する登録制・行政監督規定の導入、個別クレジット業者に対する行為規制（加盟店調査等）、個別クレジットのクーリングオフ、既払い金の返還、過剰与信防止義務
- ③ インターネット取引等の規制強化：クレジットカード情報の保護
- ④ その他：自主規制団体の創設等

なお、講演後の質疑では、「①包括クレジット会社に義務付けられる苦情処理の取り扱い」や「②与信見込み額の同意方法」などの、改正割販法施行後のより現実的な取り扱いに関する内容が出されてました。

## 報告 「消費者団体訴訟制度の新展開～特商法の差止請求権の活用について～」

消費者機構日本 理事・事務局長 磯辺 浩一より以下の報告を行いました。

(1) 消費者団体訴訟制度の概要、(2) 適格消費者団体とは（どんな消費者団体が団体訴訟を起こせるか）、(3) 差止請求の対象（特に、特商法改正に伴う新たな差止請求権の付与内容）が説明されました。その上で消費者団体訴訟制度が公正な市場形成に果たしている役割が強調されました。

以上